

令和4年12月  
(第42回)

八戸圏域水道企業団  
入札監視委員会  
議事概要

と き 令和4年12月7日(水)午後3時

ところ 八戸圏域水道企業団 1階大会議室

八戸圏域水道企業団

# 令和4年12月(第42回) 八戸圏域水道企業団入札監視委員会

日 時 令和4年12月7日(水) 15:00~16:45  
場 所 八戸圏域水道企業団 1階大会議室

## 出席者

### ○委員(5名)

委員長 小原 隆平 (細越小原会計事務所 公認会計士・税理士)  
委員長代理 竹内 貴弘 (八戸工業大学 工学部長 工学部工学科 建築・土木工学コース 教授)  
委員 源新 明 (弁護士法人 たいよう総合法律経済事務所 弁護士)  
委員 田中 哲 (八戸学院大学 学長補佐 地域経営学部 教授)  
委員 南 将人 (八戸工業高等専門学校 副校長 環境都市・建築デザインコース 教授)

### ○企業団(5名)

事務局長 三浦 哲也  
事務局次長兼経営企画課長 田村 明義  
事務局次長兼浄水課長 遠藤 邦宏  
管財出納課長 河村 泰幸  
工務課長補佐 高屋敷 正典

### ○事務局(3名)

管財出納課 課長補佐 木村 喜雄  
管財出納課 副参事(管財契約グループリーダー) 石山 和孝  
管財出納課 主幹 橋本 浩孝

審議対象期間 令和4年4月1日~令和4年9月30日

配布資料 資料1 入札契約方式別発注工事総括表  
資料2 入札方式別発注工事一覧表  
資料3 企業団発注工事の概要  
資料4 指名停止の運用状況一覧表  
資料5 審議対象事案抽出報告書  
資料6 工事説明資料・抽出事案説明書  
追加資料1 最低制限価格と低入札価格調査基準価格(事案別)  
追加資料2 令和4年6月からの制度改正の概要

審議対象事案 事案1 **【おいらせ町豊原二丁目~上久保配水管布設工事】**  
事案2 **【配水幹線(根城~柏崎)布設替第18工区工事】**  
事案3 **【三島浄水場電気設備更新工事】**  
事案4 **【白山浄水場管理棟外壁塗装工事】**  
事案5 **【是川1号導水ポンプ整備工事】**

## 会議内容要旨（開会及び事務局長挨拶終了後）

（委員長）

先ほどの報告のとおり、本日はすべての委員 5 名の出席があり会議は成立しております。

早速、議事に入ります。はじめに、資料 1 ページの「入札契約方式別発注工事総括表」から、22 ページの「指名停止の運用状況一覧表」まで事務局から説明をお願いします。

（事務局）

それでは、資料 1 ページ目の「入札契約方式別発注工事総括表」から 22 ページ目の「指名停止の運用状況一覧表」について、一括してご説明をいたします。

まずは「入札契約方式別発注工事総括表」についてです。資料の 1 ページをお開きください。こちらは、予定価格税込み 250 万円未満を除いた発注工事について、入札方式別に契約件数と契約金額を載せたものです。第 41 回会議では、令和 4 年 3 月 31 日までが対象期間でしたので、今回は令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 9 月 30 日までが対象期間となります。各入札の金額等につきましては次でご説明いたしますので、ここでは全体の合計のみ読み上げとさせていただきます。こちらの合計ですが、契約件数合計は 74 件、契約金額合計は 17 億 8,722 万 6,320 円となっております。

続いて「入札方式別発注工事一覧表」についてご説明いたします。2 ページをお開きください。ここからは、入札方法ごとに発注工事一覧を 9 ページまで載せております。こちらでも入札方法別に合計のみの読み上げとさせていただきます。こちら 2 ページの条件付き一般競争入札ですが、今回は対象となる工事がございますでしたので、件数、金額ともにゼロとなっております。次に 3 ページをお開きください。こちらは工事希望型指名競争入札の内訳となります。こちらの合計ですが、契約件数合計は 3 件、契約金額合計は 1 億 6,068 万 8,000 円となっております。次に 4 ページからは、指名競争入札の内訳となります。指名競争入札は 4 ページから 8 ページまで載せております。指名競争入札の合計については、契約件数合計は 62 件、契約金額合計は 13 億 2,312 万 8,620 円 となっております。次に 9 ページをお開きください。こちらは随意契約の内訳を載せております。こちらの合計ですが、契約件数合計は 9 件、契約金額合計は 3 億 340 万 9,700 円 となっております。

続いて「企業団発注工事の概要」についてご説明をいたします。10 ページをお開きください。ここからは先ほどご説明しました各入札案件の発注工事概要の一覧となっております。10 ページから 20 ページまで載せております。

続いて「指名停止の運用状況一覧表」についてご説明いたします。21 ページをお開きください。こちらについてですが、前回、第 41 回会議では令和 4 年 6 月 30 日までが対象期間となっておりますので、今回は令和 4 年 7 月 1 日から令和 4 年 11 月 30 日までが対象期間となります。今回は、2 件の指名停止がございました。

まず、番号 1 のアイサワ工業(株)の指名停止についてご説明いたします。指名停止期間は、令和 4 年 6 月 20 日から令和 5 年 6 月 19 日までの 12 か月でございます。文字が赤くなっている経緯につきましては、後ほどご説明させていただきます。続きまして指名停止の理由ですが、競売入札妨害又は談合であります。内容は、防衛省近畿中部防衛局が発注した電子戦評価施設の新設工事に関し、令和 4 年 5 月 31 日、名古屋支店長が官製談合防止法

違反及び公契約関係競売入札妨害の疑いで公訴を提起されたというものであります。次に該当事項についてですが、指名停止要領の措置要件 第 13 号「代表役員等、一般役員等又は使用人(以下「参加資格者関係者」という。)が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。」が該当になります。措置基準は、該当認定をした日から 9 か月以上 15 か月以内の指名停止とされております。次に運用基準についてですが、今回のアイサワ工業㈱の事案は、名古屋支店長という立場にある者が起訴された案件となります。運用基準において、支店長は「一般役員等」の定義に含まれております。従いまして、運用基準別表 第 13 号(2) 一般役員等の逮捕等に該当し、その場合 12 か月の指名停止と定められておりますので、指名停止期間は 12 か月としております。なお、赤い文字で表記している部分については、後ほどご説明させていただきます。

次に番号 2 の㈱錢高組の指名停止についてご説明いたします。指名停止期間は、令和 4 年 7 月 20 日から令和 5 年 7 月 19 日までの 12 か月でございます。指名停止の理由ですが、競売入札妨害又は談合であります。内容は、防衛省近畿中部防衛局が発注した電子戦評価施設の新設工事に関し、令和 4 年 5 月 31 日、元名古屋支店長が官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害の疑いで公訴を提起されたというものであります。この㈱錢高組とアイサワ工業㈱は、電子戦評価施設の新設工事において、共同企業体を結成しており、報道などによりますと㈱錢高組は、アイサワ工業㈱との間で公表前に入札情報を共有していたなどの疑いがあったとのことであります。次に、該当事項についてですが、先ほどのアイサワ工業㈱と同じく、指名停止要領の措置要件 第 13 号 に該当し、認定をした日から 9 か月以上 15 か月以内の指名停止とされております。同じく運用基準別表 第 13 号(2) 一般役員等の逮捕等に該当しましたので、指名停止期間は 12 か月としております。

ここまでが今回の指名停止 2 件についての内容となりますが、ここで 1 点、補足説明がございます。

先ほどご説明いたしました指名停止の 1 件目、アイサワ工業㈱については、具体的には指名停止期間の変更という手続きになりますので、その経緯についてご説明いたします。22 ページをお開きください。こちらは前回、第 41 回の入札監視委員会でお配りしました、指名停止の運用状況に関する資料の一部抜粋となります。項番 2 のアイサワ工業㈱は、前回の資料では指名停止の理由としまして使用人が逮捕されたためとなっており、運用基準第 13 号(3)使用人の逮捕等に該当し指名停止期間は、6 月 20 日から 9 か月間となっておりました。これを企業団で決定したのが 6 月 20 日でございます。続きまして、ここでは記載しておりませんが、その 8 日後の 6 月 28 日、八戸市、これは八戸市役所のことでございますが、その八戸市におきましてアイサワ工業㈱に対し、新たに確認された名古屋支店長の起訴を理由としまして、指名停止期間を 9 か月間から 12 か月間へ変更する措置の決定がございました。

指名停止措置を検討するにあたり、当企業団では基本的に、八戸市の対応などを考慮しております。八戸市のこの決定を受けまして、当企業団においても検討をした結果、企業団では 7 月 20 日、八戸市と同様、アイサワ工業㈱に対し、指名停止期間を 12 か月間に変更することを決定いたしました。

これにより、当初 6 月 20 日から令和 5 年 3 月 19 日までの 9 か月だった指名停止期間が 12 か月間となり、令和 5 年 6 月 19 日までの指名停止となったものです。この変更の結果が、21 ページに赤い文字で表記された部分となります。以上がアイサワ工業㈱に対する指

名停止期間変更の経緯でございます。

なお、同日 7 月 20 日、(株) 銭高組に対して指名停止措置を決定いたしました。そのため、(株) 銭高組の指名停止期間は、7 月 20 日からの始まりとなっております。ここまで補足説明でございました。

以上、大変長くなりましたが、「入札契約方式別発注工事総括表」から「指名停止の運用状況一覧表」までについて、事務局からの報告を終わります。

(委員長)

ありがとうございます。只今の説明に、ご質問、ご意見などございませんか。

無いようですので、それでは資料 23 ページの審議対象事案抽出報告書の抽出委員の指名について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

入札監視委員会の運営に関する事務取扱要領の第 3 条第 2 項に「抽出に係る委員の指名は、委員長を除く委員の中から、50 音順の輪番により行うものとする。」とありますので、今回は C 委員にお願いしておりました。

(委員長)

それでは、C 委員から事案抽出の経緯についてご報告をお願いします。

(C 委員)

それでは申し上げます。

1 件目 22 号ですが、条件付き一般競争入札が 0 件のため、その代わりに工事希望型指名競争入札 3 件から 1 件抽出いたしました。その 3 件の中で落札率が 99.98% と特に高かったため選ばせていただきました。

2 件目 167 号ですが、指名競争入札の中で参加業者が 27 者と多い中で落札率が 99.83% と非常に高かったため選ばせていただきました。

3 件目 28 号ですが、指名競争入札の中で予定価格が 1 番高く、落札率も 96.19% と平均落札率よりも低くはないため選ばせていただきました。

4 件目 76 号ですが、私が抽出した案件を見て、工事種別が偏らないように塗装を選び、予定価格の高い方を選ばせていただきました。

5 件目 23 号ですが、随意契約の中で予定価格が 2 番目に高く落札率が 99.46% と高かったため選ばせていただきました。以上です。

(委員長)

ありがとうございます。それでは抽出事案 1 から審議を始めたいと思います。事務局より説明をお願いします。

## 抽出事案 1【おいらせ町豊原二丁目～上久保配水管布設工事】について

(工務課長補佐 工事概要説明)

(管財出納課長 契約関係説明)

(委員長)

ありがとうございます。それでは事案 1 について、ご質問、ご意見などございませんか。

(D 委員)

この工事は水道本管工事ということですが、工事種別が同じでも、入札方式が工事希望型指名競争入札と指名競争入札とあります。その違いはなんでしょうか。

(管財出納課長)

本来企業団では水道本管工事については、工事希望型指名競争入札を行ってきた経緯がありました。ここ 2、3 年で入札の不調や取止めが増加し、再入札をしなければならない状況が多く発生しました。

そうしますと、最初の発注から落札者が決定するまで 2 か月程期間を要してしまうことから、令和 3 年 6 月から事務手続きを短縮するために取扱いを変更した経緯があります。設計金額が 5,000 万円以上の工事については工事希望型指名競争入札とし、5,000 万円未満の工事については金額に応じた等級業者全者を指名する指名競争入札としております。

(D 委員)

入札までの主な日程についてですが、指名審議会が 4 月 18 日に行われ対象となる業者が決まり、希望申請を 4 月 19 日に開始しておりますが、次の指名通知ではどのようなことを行っているのでしょうか。

(管財出納課長)

工事希望型指名競争入札の場合、指名通知を行う前に対象となる業者へ電子入札上で工事案件や縦覧書類等を通知し、入札参加希望を募ります。その参加業者に対し正式に指名を行うものが指名通知となっております。

(D 委員)

入札結果について C 委員からもご説明がありましたが、5 者のうち 3 者が応札率 100% でわずか 1 万円の差で落札者が決定しており、非常に高い落札率だと感じております。それで気になるのが、予定価格と最低制限価格と 2 種類金額がありますが、予定価格は事前公表で最低制限価格は事後公表となっております。具体的にどの時点で公表しているのでしょうか。

(管財出納課長)

予定価格については工事案件を通知した時点で、税抜き金額を公表しております。その時点では最低制限価格は公表しておりません。最低制限価格については開札が終了した後に税抜き金額を公表しております。

(D 委員)

工事案件を通知した時点で、金額の上限として予定価格を公表しているのですね。分かりました。ありがとうございます。

(A 委員)

入札結果で 1 者だけ設計金額に対し、かなり低い応札額で失格となっている業者がいますが、こういった事はよくあることなのでしょうか。

(管財出納課長)

年に一度、有るか無いかだと思います。

(A 委員)

この原因は、単なる入力ミスということなのでしょうか。

(管財出納課長)

おそらく入力ミスだと思います。

(B 委員)

これは入力ミスという判断でよろしいのでしょうか。本来であれば 4,280 万円と入力すべきところを間違えて 2,280 万円と入力した可能性があるかと理解してよろしいですか。

(管財出納課長)

今回の事案ではないのですが、1 日に複数の工事案件があったとき、別な工事案件へ間違った金額を入力してしまい、やり直しできるかといった問い合わせは何回かありましたので、おそらくこの事案もそういった間違いではないかと思っています。

(D 委員)

この数値を見ますと誤って入力した感じがいたしますね。改めて入札金額に間違いが無いのかを確認する機会があってもいいのかなと思います。

(管財出納課長)

この電子入札システムは、国土交通省の電子入札システムの仕様に則って、段階を踏んで操作入力するものとなっております。「入札書を提出しますがよろしいですか」など、さまざまな注意喚起のメッセージは出ますので、応札時の入力には各者注意していただくしかないのかなと思います。

(委員長)

他にご質問、ご意見などございませんか。

無いようですので、それでは、次の抽出事案 2 について審議したいと思います。事務局から説明をお願いします。

## 抽出事案 2【配水幹線(根城～柏崎)布設替第 18 工区工事】について

(工務課長補佐 工事概要説明)

(管財出納課長 契約関係説明)

(委員長)

ありがとうございます。それでは事案 2 について、ご質問、ご意見などございませんか。

(B 委員)

工事概要で、この配水管が昭和 39 年と 47 年に布設され、前者の場合は 58 年、後者の場合は 50 年経過しておりますが、布設された当初の配水管の法定耐用年数はどれくらいなのでしょう。

(工務課長補佐)

法定耐用年数は 40 年となります。

(C 委員)

追加資料にある制度改正の概要で、令和 4 年 6 月から建設工事における調査基準価格と最低制限価格の算定に用いる率が上がったということですが、どういう理由で率が上がったのでしょうか。

(管財出納課長)

工事の手抜きや下請業者へのしわ寄せが無いように、ダンピング防止対策の更なる徹底を推進し率を上げて見直したようです。

(委員長)

17 ページにある工事概要で、老朽化した根城配水幹線 CIP(鑄鉄管)を布設替えするものと記載されておりますが、CIP と言いますと普通の鑄鉄管だと認識しておりますが、企業団の方針として従来の鑄鉄管を布設替えする時は、基本的に全部 DIP(ダクタイル鑄鉄管)にするということよろしいでしょうか。

(工務課長補佐)

CIP は昭和 40 年代の半ば頃まで最新の水道管でした。40 年代後半から靱性をプラスしたダクタイル鑄鉄管ができ、企業団としても当時の最新の管を使用していくということで、CIP と DIP と分かれたのかと思っております。現在は DIP をメインとして使用しております。

(委員長)

ありがとうございました。他にご質問、ご意見などございませんか。

無いようですので、それでは、次の抽出事案 3 について審議したいと思います。事務局から説明をお願いします。

### 抽出事案 3【三島浄水場電気設備更新工事】について

(事務局次長兼浄水課長 工事概要説明)

(管財出納課長 契約関係説明)

(委員長)

ありがとうございます。事案 3 について、ご質問、ご意見などございませんか。

(D 委員)

三島浄水場についてですが、外観では井戸水なのか湧き水なのか分かりませんが、取水した水をそのまま水質検査して配水しているイメージがあります。薬品を加えたりするような水質調整をここでは行わずに、配水している施設であると考えてよろしいのでしょうか。

(事務局次長兼浄水課長)

ここは地下水を使っております、井戸水です。濁度がなく大変きれいな水となっております。白山浄水場のように凝集剤を入れたり、ろ過をしたりということはなく塩素消毒をして配水しております。

(D 委員)

ありがとうございます。大変きれいな水なのですね。それともう一つ質問ですが、今回の入札の対象となる業者が 20 者あるのですが、役員兼務をしている業者 2 者を除いて 18 者にしたという説明がありました。具体的に E 者と F 者が役員兼務に該当しておりますが、E 者を指名し、F 者を指名から外した理由は为什么呢。

(管財出納課長)

今回の指名から外した 2 者については、主に計装機器工事案件で指名しており、計装工事実績が多い業者であります。今回の場合は計装工事ではなく電気工事が主であることから、その 2 者を指名から外しております。

(委員長)

ありがとうございました。他にご質問、ご意見などございませんか。

無いようですので、それでは、次の抽出事案 4 について審議したいと思います。事務局から説明をお願いします。

### 抽出事案 4【白山浄水場管理棟外壁塗装工事】について

(事務局次長兼浄水課長 工事概要説明)

(管財出納課長 契約関係説明)

(委員長)

ありがとうございます。事案 4 について、ご質問、ご意見などございませんか。

「なし」という声あり。

無いようですので、それでは、次の抽出事案5について審議したいと思います。事務局から説明をお願いします。

#### 抽出事案5【是川1号導水ポンプ整備工事】について

(事務局次長兼浄水課長 工事概要説明)

(管財出納課長 契約関係説明)

(委員長)

ありがとうございます。事案5について、ご質問、ご意見などありますか。

(A委員)

導水ポンプはオーダーメイドで作られていると思うのですが、10年に1回整備して、どれくらい使用する予定でしょうか。特に期限などはないのでしょうか。

(事務局次長兼浄水課長)

特に使用期限は明確に定められていませんが、10年間で1回整備し、30年目で更新と考えていますが、正確に10年に1回整備するというわけではなく、12年、13年経過して整備する場合があります。

(D委員)

整備しながら30年後に更新しますということでしたが、30年後にポンプのメーカーが変わることもあり得るのでしょうか。

(事務局次長兼浄水課長)

はい。可能性はあります。

(D委員)

取水できる水利権について1日あたり1秒あたり、上限はどのように設定されているのでしょうか。

(事務局次長兼浄水課長)

実際は秒単位で設定されているのですが、日量でいいますと58,074 m<sup>3</sup>/日となっております。

(A委員)

導水ポンプ1台分に係る製造費用はどのくらいでしょうか。

(事務局次長兼浄水課長)

新品となれば1億円を超える額になるかと思います。

(委員長)

他にご質問などございませんか。

無いようですので、以上で5つの事案審議は終了いたしました。今までの事案1から5を通してでも結構ですし、本日の事案以外のことでもよろしいので、ご質問、ご意見などございませんか。

では、私から質問なのですが、過去6回分の入札監視委員会の入札契約方式別発注工事総括表の契約金額を見ましたら、第37回的时候は約46億8300万円と多かったので、このあとの第38回では約28億6500万円、第39回以降は約15億円から20億円で推移しています。今後の設備投資の年間見込み額は、大体決まっているのでしょうか。

(事務局次長兼経営企画課長)

過去の契約金額が多かったということですが、現在は債務負担行為で工事発注し、年間工事を平準化するようにしております。それまでは年度前半の工事発注が結構多かったので、今は前半も後半も発注額に大きな差が生じないようにしております。

全体の企業団の工事発注高としては、総合計画等で年間約30億円程度での建設改良工事を発注する予定となっております。維持管理費用で発注する工事については、年間約10億円程度になります。

入札監視委員会に係る部分はその中から250万未満の工事が省かれますので、今後は同じくらいの金額で推移していくのかと思います。

(委員長)

ありがとうございます。他にご質問などございませんか。無いようです。事務局より何かありますか。

(事務局)

委員の皆さまにおかれましては、長時間にわたるご審議、ありがとうございました。事務連絡でございますが、次回の入札監視委員会は、7月頃の開催を予定しております。その際には、改めて、委員長と日程等を相談いたしまして、皆さまにご案内を差し上げたいと思います。

なお、次回の抽出委員は、B委員の予定でございます。事務局からは、以上でございます。

(委員長)

それでは、これをもちまして令和4年12月第42回の入札監視委員会を閉会します。

皆さま、お疲れ様でした。

〈16:45 閉会〉